

## I 各市提出議題

### ○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

| 区分      | ■ 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 ( · · 第回総会 ; 市)   |    |   |
|---------|---|----|---|
| 種類      | <input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの<br><input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの<br><input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの<br><input type="checkbox"/> その他 ( )  | 分野 | <input type="checkbox"/> 総務文教<br><input checked="" type="checkbox"/> 社会環境<br><input type="checkbox"/> 経済<br><input type="checkbox"/> 危機管理建設 |
| 要望先     | <input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 資源エネルギー庁<br><input type="checkbox"/> 県 担当部局<br><input type="checkbox"/> その他 名称   |    |   |
| 件名      | 1 不要となった太陽光発電設備の放置及び不法投棄に対する制度化等について  |    |   |
| 提案市     | 小諸市   |    |   |
| 提案要旨    | 太陽光発電事業の終了等に伴う設備の放置や不法投棄に対して、廃棄費用を確実に担保する制度を早期制定するとともに、低圧の小規模設備も制度対象とするよう要望する。  |    |   |
| 提案理由    | <p>現在のFIT法においては、調達価格の中で5%を発電設備の廃棄費用として、発電事業者に積立てることとされておりますが、実際に積立を行っている事業者は少ないと言われており、発電事業者の廃業等による設備の放置や、事業終了後の設備の撤去に伴う不法投棄などが危惧されている。</p> <p>現在、国においては制度の検討が進められているところですが、制度の早期制定を要望するとともに、低圧の小規模設備についても制度の対象とするよう要望する。</p>   |    |   |
| 現況及び課題等 | <p>当市における太陽光発電事業の実施にあたっては、平成27年1月より環境条例を一部改正し、市への届出を義務付け、その後、平成29年7月には、ガイドラインを作成し対応してまいりましたが、地域住民からは、事業終了後の設備の放置や、不法投棄に対する不安が払拭されず、地域の合意形成が進まない状況となっている。</p> <p>また、各種制度対象となる設備は、とかく高圧の大規模設備に限定されており、低圧の小規模設備が多く設置されている山間部を中心に大きな課題となっている。</p> <p>従って、質の高い再生可能エネルギーの推進を図っていくためには、上記の制度が早期に制定され、地域住民と相互理解を深めていくことが適正な事業の実施に不可欠であり、もって、不法投棄の防止にも繋がると考える。</p> |    |   |
| 法令関係    | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法<br>(再生可能エネルギーの固定価格買取制度：FIT法)  |    |   |